

芦屋市立潮見小学校 いじめ防止基本方針（案）

2026年度
芦屋市立潮見小学校

1 本校の方針

本校は、「学び合い 支え合う 心豊かな子どもの育成」を学校教育目標に掲げ、命と人権を大切にする心の教育を大きな柱として、思いやりのあるやさしい子どもの育成をめざしている。

すべての児童が安心して楽しく通える魅力ある学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向け、人権教育やコミュニケーション能力の向上を目指した活動等を充実させ、いじめの早期発見といった側面のみならず、児童の発達を支えるような生徒指導の側面にも着目し、その指導の在り方や考え方についても取り組む。いじめを認知した場合は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を行い、解決に向けて組織的に対応するために、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校は昭和54年、芦屋浜を埋め立てて建設された高層住宅やニュータウンの中に創立され、平成7年の阪神・淡路大震災を経て、さらに南部に建設された南芦屋浜の住宅地を校区に有する。子育てを終えた高齢者、震災による被災により県下各地から集まった人々、外国にルーツを持つ住民の居住割合が高い地域である。

本校には、生活背景の厳しい児童や、日本語指導が必要な外国にルーツを持つ児童など、特別に配慮の必要な児童が多く在籍する。一人一人の児童の抱える課題や悩み、変化を担任だけでなく、多くの職員がいち早く察知することに努め、情報を共有し、家庭とも連携しながら指導にあたることにより、いじめ防止に取り組んでいく。

また、いじめを未然に防止するためにも、幼小中、地域の高齢者やボランティア、関係施設との結びつきや交流、コミュニケーションを大切にし、世代・立場を超えた人と人のつながりにより、多くの力で、一人一人の子どもたちを育む教育にも力を入れていく。

(1) いじめとは 【いじめ防止対策推進法第2条によるいじめの定義】

「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたり、教職員がいじめの特質を十分認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むことが必要である。以下をいじめの基本的な認識として共通理解する。

- ① いじめはどの子どもにもどの学年、学級でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。

- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。
- ⑧ いじめは、いじめられるほうにも原因があるという認識は間違っている。
- ⑨ いじめは、児童をとりまく学校、家庭、地域社会等、複合的な環境のもとで起こりうるため、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 組織的対応等

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職、養護教諭、教育相談コーディネーター、各学年から1名から構成される「いじめ対応委員会」を設置し、日常の教育相談や生活指導などを視野に入れた総合的ないじめ対策を行う。

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校間、また、小・中学校間の連携により、孤立しがちな児童や配慮を要する児童の情報を引き継ぎ、いじめに対する学校の指導体制や指導内容の共有を図る。

別紙Ⅰ 校内指導体制及び関係機関

(2) 日常の指導体制

① 発達支持的生徒指導

「すべての児童にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり」を目指す。そのために、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することで、児童が人権意識を高め、共生社会の一員として市民性を身に付けるような働きかけを日常の教育活動を通して行う。教職員一人一人が児童が大切にされることを目指す人権教育に取り組み、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚の育成を図る。児童が法の理解に基づき、「誰もが法によって守られている」「法を守ることによって社会の安全が保たれる」という意識を高める取り組みをする。

② 未然防止

いじめ問題においては、未然防止への取り組みが重要である。そのためには、児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる教職員の感性を高めていくことが大切である。また、教育活動全体を通じた、児童が自尊感情を感じ取れる「心の居場所づくり」の取り組みが、大切である。

- ・学校の教育活動全体を通じた心豊かな児童の育成
- ・日頃からの児童や学級の観察・状況の把握
- ・いじめへの対応に係る教職員の資質・能力向上を図る教職員の校内研修等の実施

③ 早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の変化

を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。個々の教職員の力を高めるだけではなく、組織的な気付きを促し、全校を挙げて問題に取り組むことで見落としや判断の誤りを防ぐ。また、児童に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、家庭、地域とも連携して情報を収集していく。

- ・対策取り組み状況がわかるチェックリストの活用（兵庫県いじめ対応マニュアル）
- ・学期に1回の「いじめ実態アンケート」の実施（学校生活アンケート）

※アンケートの質問票やアンケートの聴取簿結果をまとめた文書等は在学期間中分全てを卒業後5年保存する。

別紙2 年間指導計画

④ 適切な早期対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合や、認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行う。児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導・支援を行い、解決に向けて特定の教職員だけで抱え込まず、校内のいじめ対策委員会へ報告し、組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するために、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

- ・いじめへの組織的対応
- ・いじめを受けている被害児童および保護者への対応・支援
- ・いじめを行っている加害児童および保護者への対応・指導・援助
- ・周囲の児童への対応・指導・援助
- ・教育委員会等関係機関との連携
- ・その後の対応

別紙3 組織的対応

⑤ いじめの解消

次の2要件が満たされると、「いじめが解消している」状態とする。

- ・いじめに係る行為が止んでいること。（少なくとも3か月を目安とする）
- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。
（被害児童及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないか確認をする。）

(3) インターネット・携帯電話でのいじめへの対応

インターネットを利用したいじめは、その匿名性のために罪悪感が低くなりがちである。相手の気持ちが変わりにくく、いじめがエスカレートしやすいうえに、拡散性の危険性がある。

- ・児童に、ネットに関する正しい知識を提供するとともに、個別面談等では情報を積極的に収集する。
- ・誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」にもつながり、悪質なものは警察に検挙されること等を見童に認識させ、情報モラルの指導を折に触れてこまめに行う。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

いじめの重大事態とは【いじめ防止対策推進法第28条1項による定義】

「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、教育委員会又は学校が判断し、適切に対応する。

重大事態への対応

教育委員会又は学校が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会を經由して、地方公共団体の長まで速やかに報告する。

教育委員会の指導・助言の下、以下のような対応にあたる。

- ・学校の下に、重大事態の調査組織を設置
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を提供
- ・調査結果を教育委員会に報告
- ・調査結果を踏まえた必要な措置を行う

5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、家庭訪問や学級懇談会などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取組を推進して行く。(人権教育・道徳教育・体験教育・特別活動等)
- 2 いじめ問題への組織的な取組を推進していくため、発生したいじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応委員会」を設置する。
- 3 特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、「いじめ対応委員会」を中心として、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実にを行い、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 児童の状況や地域の実態に応じた取組を展開するために、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。
- 5 温かい学級経営や教育活動を学校全体で展開していくために、互いに相談したり、尋ねたり、気軽に話ができる職場の雰囲気を作り、心の通い合う教職員の学校づくりを推進していく。

<いじめ対応委員会と構成員>

各学年からメンバーを出し構成する。毎月一回、いじめ対応委員会を開催し、実態把握と未然防止の役割を担う。

校長 教頭 生活指導担当 各学年担当
養護教諭 教育相談コーディネーター



☆人権教育，道徳，子ども多文化共生教育，特別支援教育等の推進
☆配慮を要する児童に関する情報共有
☆いじめアンケートの作成・集約
☆研修会の企画 等

<緊急対応会議と構成員>

構成員は、事案により柔軟に編成する。いじめが発生した際、必要に応じて緊急招集し、対応を協議する役割を担う。(別紙3参照)



<いじめ対応委員会>

<緊急対応会議>
管理職、学年、生徒指導担当等

<関係機関との連携>

教育関係	連絡先	警察・司法・福祉関係	連絡先
学校支援課	38-2143	阪神教育事務所 学校問題サポートチーム	0798 39-6155
打出教育文化センター	38-7130	芦屋警察署(生活安全課)	23-0110
スクールカウンセラー(潮見中)	34-1601	兵庫県警察本部少年課 西宮サポートセンター	0798 67-0776
西宮こども家庭センター	0798 71-4670		

年間指導計画

	職員会議等	研修等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	その他
4月	いじめ対応委員会※1 いじめ防止基本方針の確認 気になる児童の交流※2		入学前の幼保との情報交換 学級・学年づくり人間関係づくり※3 家庭訪問 人権教育推進委員会での交流※4	希望教育相談 家庭訪問 人権教育推進委員会での交流※4	学年・学級懇談会 ※5
5月	いじめ対応委員会※1 気になる児童の交流 ※2	人権研修会(配慮児童の 共通理解)	学校評議員の会 人権教育推進委員会での交流※4	人権教育推進委員会での交流※4	
6月	いじめ対応委員会※1 気になる児童の交流 ※2		人権教育推進委員会での交流※4	いじめ実態アンケート①※6 いじめ実態アンケートからの聞き取り・ 報告※6 人権教育推進委員会での交流※5	
7月	いじめ対応委員会※1 気になる児童の交流 ※2	人権研修会	人権教育推進委員会での交流※4	人権教育推進委員会での交流※4	個人懇談会
8月	いじめ対応委員会※1 気になる児童の交流 ※2	いじめ防止研修(実施予定) カウンセリングマインド研 修※7 道徳研修	人権教育推進委員会での交流※4	人権教育推進委員会での交流※4	
9月	いじめ対応委員会※1 気になる児童の交流 ※2		人権教育推進委員会での交流※4	人権教育推進委員会での交流※4	弁護士をゲストティー チャーに招いての授業(2 学期実施予定)
10月	気になる児童の交流 ※2		人権教育推進委員会での交流※4	人権教育推進委員会での交流※4	
11月	いじめ対応委員会※1 気になる児童の交流 ※2	芦人権全体会	人権教育推進委員会での交流※4	いじめ実態アンケート② ※6 人権教育推進委員会での交流※4	
12月	いじめ対応委員会※1 気になる児童の交流 ※2		人権教育推進委員会での交流※4	いじめ実態アンケートからの 聞き取り・報告※6 人権教育推進委員会での交 流※5	個人懇談会
1月	いじめ対応委員会※1 気になる児童の交流 ※2	芦人権分科会	人権教育推進委員会での交流※4	人権教育推進委員会での交流※4	
2月	いじめ対応委員会※1 気になる児童の交流 ※2		人権教育推進委員会での交流※4	いじめ実態アンケート③ ※6 人権教育推進委員会での交流※4	
3月	いじめ対応委員会※1 いじめ対応の反省と次年度の 課題 気になる児童の交流※2	人権研修会(配慮児童の 共通理解)	幼保小連絡会 小中引継ぎ会 人権教育推進委員会での交流※4	いじめ実態アンケートからの 聞き取り・報告※6 人権教育推進委員会での交 流※5	学級懇談会

※1 いじめ事案発生時には、いじめ対応委員会を随時開催する。

※2 毎週木曜日に、「子どもの話」の時間をもち、気になる児童の様子を交流して、共通理解を図る。

※3 学校行事・学年行事を活用し人間関係づくりを計画的に進める。

※4 毎月の人権教育推進委員会では、いじめに関する情報交換をして、早期対応に努める。

※5 保護者に向けて啓発活動：学校の指導方針を保護者へ周知する。

※6 いじめ実態アンケート：いじめ実態を把握するためのもので、原則として毎学期に1回実施する。

※7 カウンセリングマインド研修会：外部講師を招いての研修等、本校の実態に即した実効性の高い研修を実施する。

組織的対応

いじめ情報のキャッチ

日常の観察・いじめアンケート・教育相談・個人面談
児童からの訴え・保護者からの訴え・情報提供等の情報

いじめ対応委員会担当に報告

即日対応が望ましい

校長・教頭に報告

芦屋市教育委員会

正確な実態把握
・複数の教職員で対応することを原則とする。
・被害児童、加害児童、周りの児童から聞き取り、記録する。
・個々に聞き取りを行う。
・関係教職員と情報を共有し正確に把握する。
・ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

いじめ対応委員会の招集
校長（指揮） 教頭 該当担任
市内生活指導担当 各学年代表 養護教諭
教育相談コーディネーター SC SSW

いじめを認知

指導体制、方針の決定

いじめ解消に向けた指導
・被害児童への対応・支援（心のケア）
・加害児童への対応・指導
・周りの児童への対応
・保護者との連携
継続的な指導・経過観察

臨時職員会議
教職員で共通理解

関係機関と連携

解消
・いじめに係る行為が止んでいること
・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

再発防止・未然防止活動